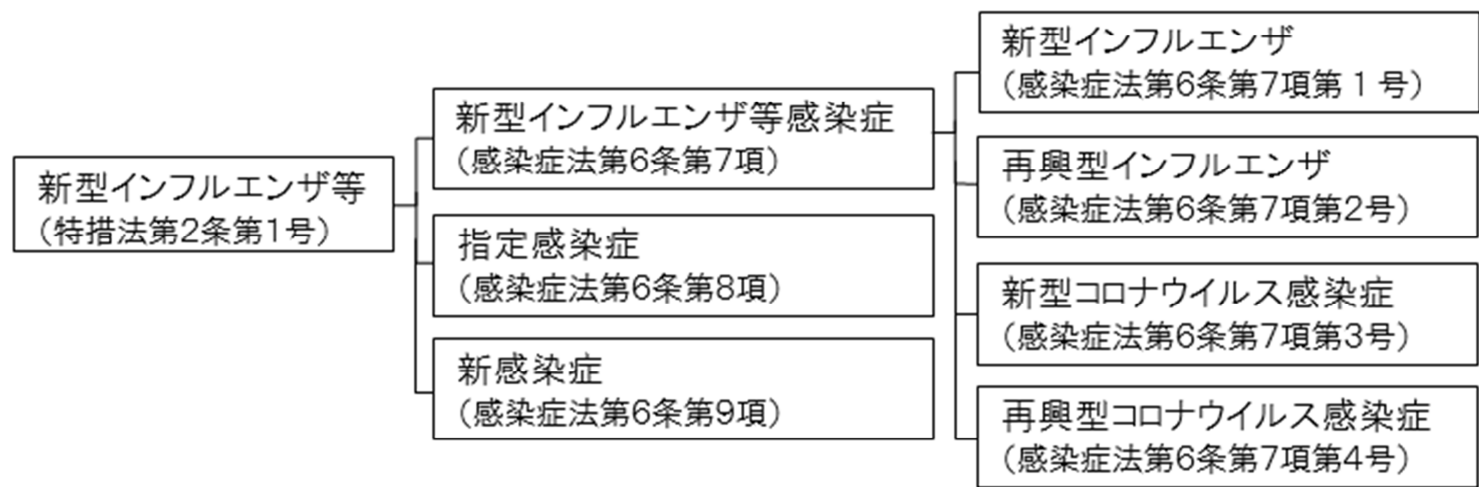


「下田市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

新型コロナの経験を踏まえて国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(政府行動計画)」が令和6年7月に改定されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、令和7年3月に「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)」が改定された。これに併せて従前の「下田市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)」の改定を行う。

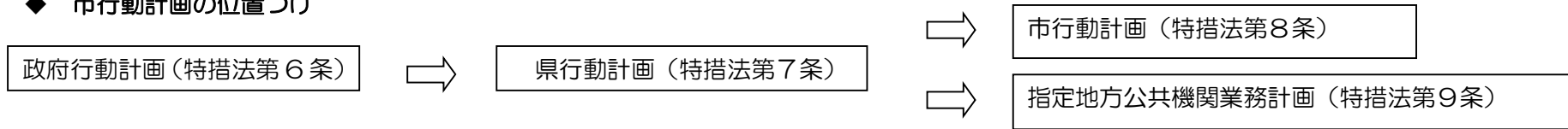
◆ 対象とする感染症



◆ 市の役割

市行動計画により、国、県及び指定(地方)公共機関とが相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

◆ 市行動計画の位置づけ



◆ 市行動計画改定のポイント

- (1) 政府行動計画や県行動計画の改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、計画を抜本的に改定
- (2) 政府行動計画の対策項目が拡充され（6項目→13項目）、そのうち7項目を市行動計画に反映
- (3) 対策項目ごとに3区分（準備期・初動期・対応期）に再設定の上、平時からの取組を充実
- (4) 新型コロナ対応を踏まえ、予防接種の実施に必要な医療資材などの具体的な一覧を明示
- (5) 感染症等に関する知識の普及啓発や、リスクコミュニケーションの在り方について整理

◆ 対策時期の考え方

現行計画	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
改定後	準備期	初動期	対応期			特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に依って対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	

◆ 7項目の主な取組

対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	関係機関の役割を整理し、有事に機能する組織・連携体制を構築	準備期の検討に基づく、市及び関係機関による迅速な体制の構築	各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制を整備、人員と財政上の必要な措置を実施
2	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	市民の感染症に対する理解の向上に努め、情報提供・共有に関する認知度・信頼度を高める	感染拡大に備えて、市民に新たな感染症の特性や対策等の適切な情報提供・共有を実施	市民が取るべき行動について地域の実情を踏まえつつ、適切な情報提供・共有を実施
3	まん延防止	まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民の理解促進に取り組む	市内でのまん延防止対策の迅速な実行と基本的な感染症対策の奨励	まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護
4	ワクチン	国や県、医師会、医療機関と連携し、円滑な接種が実現できるように必要な準備を実施	医師会、医療機関と連携し、接種会場や医療従事者の確保など必要な準備を実施	構築した接種体制に基づき、迅速かつ円滑な接種を実施
5	保健	県からの情報提供によるまん延時の対応のため、必要な連携体制を構築	有事体制への移行を進めるとともに、事業継続計画に基づく必要な業務の実施	県との連携による情報の収集とそれを活用した生活支援、健康増進の実施
6	物資	感染症対策物資等の備蓄等を実施	感染症対策に必要な物資の把握と使用や分配の調整	物資不足時の他機関との連携による融通の実施
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	支援体制の構築と各種事業者との平時からの連携	市民や事業者等に、必要となる可能性のある対策の準備を呼びかける	感染症への対策と並行し、市民の生活や市内経済活動の安定化への適切な支援の実施